

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDにより操作権限を限定する。また、事務の一部を外部委託事業者に委託しているため、個人情報の保護に関する契約を締結し、情報漏えいを防止する。

## 評価実施機関名

福岡県八女市長

## 公表日

平成27年6月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に基づき対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	・Acrocity児童手当 ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の56の項  【各手続の根拠】 児童手当法第4条、第5条、第7条、第9条、第12条、第26条、第27条、第28条、第30条 児童手当法施行規則第1条の3、第1条の4、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、 第10条、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式 第8号、様式第9号、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の74の項、75の項  【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項、30の項、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 栗秋 克彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部子育て支援課こども家庭係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1351 メールアドレス:kosodateshien@city.yame.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

